



長野県報

8月25日(木)
平成23年
(2011年)
第2296号

目次

規則

森林法施行細則の一部を改正する規則(森林政策課) 2

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) 3

生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 5

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(健康長寿課介護支援室) 5

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課) 6

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定(障害者支援課) 6

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 6

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) 7

公告

随意契約の相手方の決定(情報統計課) 8

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) 8

身体障害者を対象とする平成23年度長野県職員、長野県警察職員及び長野県市町村立小中学校事務職員採用選考の実施(人事課・警務課・義務教育課・人事委員会事務局) 9

特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(管財課) 12

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) 12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(44件)(経営支援課) 13

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(経営支援課) 57

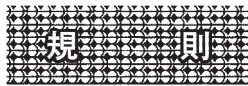
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(2件)(都市計画課) 58

土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課) 62

一般競争入札(6件)(河川課) 63

道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許センター) 68

一般競争入札(ものづくり振興課) 69



森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「第188条第3項」を「第188条第4項」に、「証票は、森林立入調査員の証(様式第9号)による」を「証明書は、様式第9号によるものとする」に改める。

様式第9号を次のように改める。

(様式第9号)(第18条関係)

(職員用)

(表)

第 号

身分証明書

| | | | | |
|--------------------------|----------|-----|-------|--|
| 写 真 押出 スタンプ | 所 属 (住所) | | | |
| | 氏 名 | 年 月 | 日生 | |
| | | 年 月 | 日交付 | |
| | | 年 月 | 日限り有効 | |

上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、立入調査をする職員であることを証する。

長野県知事 印

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)
第188条(略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(委任した者用)

(表)

第 号

身分証明書

| | | | | |
|--------------------------|----------|-----|-------|--|
| 写 真 押出 スタンプ | 所 属 (住所) | | | |
| | 氏 名 | 年 月 | 日生 | |
| | | 年 月 | 日交付 | |
| | | 年 月 | 日限り有効 | |

上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、立入調査をする者であることを証する。

長野県知事 印

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)
第188条(略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 (略)
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林政策課